

2024年5月2日

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（年2回決算型）」
「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（資産成長型）」
信託終了（繰上償還）（予定）に関する決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（年2回決算型）」および「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（資産成長型）」につきまして、下記の通り信託終了（繰上償還）の提案を行うことをご知らせいたします。

本件の信託終了（繰上償還）につきましては、2024年5月2日時点の受益者の皆様を対象に、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施いたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）理由

「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（年2回決算型）」および「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（資産成長型）」（以下、それぞれを「各ファンド」ということがあります。）は2018年1月31日の設定以来、日本を除くアジア諸国・地域の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりました。

しかしながら、各ファンドの運用残高は減少傾向にあり、2024年2月末現在の受益権口数は、「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（年2回決算型）」が約0.73億口、「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（資産成長型）」が約1.06億口であり、各信託約款第49条に定める繰上償還条項である10億口を下回る状況が続いています。

そのようななか、各ファンドの実質的な運用を行うマザーファンドにおいては、受益者による大口解約の際には、マザーファンドのポートフォリオを崩さざるを得ず、信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続が困難な状況にあります。

弊社では、上記の状況に鑑み、各ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断し、各ファンドの信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただくことといたしました。

2. 書面による決議の日程

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ① 議決権行使期間 | 2024年5月2日から2024年6月7日まで |
| ② 書面による決議の日
(信託終了(繰上償還)可否決定日) | 2024年6月11日 |
| ③ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2024年7月31日 |

本決議は、各ファンド毎に、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得た場合に可決されます。その場合、本件の信託終了(繰上償還)を行います。

以上